

野木剣友会会則

第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 この会は野木剣友会（以下「本会」という。）と称し、事務局は事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 本会は武道を通じ、会員相互の親睦と融和を深め、個々の人格形成の一助とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- ・ 各種大会・教室・研修会等の開催。
- ・ 栃木県剣道連盟等の行う諸事業へ参加・協力する。
- ・ 野木町内で行う諸事業へ参加・協力する。
- ・ その他本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

(組織)

第4条 本会目的に賛同する団体をもって組織する。

(加入)

第5条 本会に入会しようとする者は、次の事項に該当する者とする。

- ・ 本会の主催する事業に、求めに応じて協力する。
- ・ 栃木県剣道連盟の主催する事業に、求めに応じて協力する。
- ・ 野木町体育協会的主催する事業に、求めに応じて協力する。

(除名)

第6条 本会の者が、次の各号に該当する場合は役員会の議決によって除名することができる。

- ・ 本会の名誉を傷つけ若しくは、本会に反する行為、または不利益を与えたとき。
- ・ 加入の資格を失ったとき。

第2章 役員

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会長1名
- ・ 副会長2名
- ・ 理事長1名
- ・ 理事数名
- ・ 監事1名以上
- ・ 顧問（必要に応じて置くことができる。）
- ・ 事務局員2名以上

(役員を選出)

第8条 役員は総会において互選により選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 補欠による役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後であっても後任者の就任するまではその職務を行うものとする。

(役員職務)

第10条 役員は次の任務にあたる。

- ・ 会長は、本会を代表し会務を処理する。
- ・ 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- ・ 理事長は、役員会の会長を補佐し、会長の命を受けて職務を行い、会長、副会長に事故があるときは会長、副会長の職務を代行する。
- ・ 理事は本会の重要事項を審議する。

- ・ 監事は、本会の会計を監査する。
- ・ 顧問は、会長の諮問に応じる。
- ・ 事務局員は、会の事務にあたる。

第3章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会・役員会とする。

(総会)

第12条 総会は毎年1回開くほか、必要ある場合は臨時に開き、本会の事業及び会計、その他重要事項を審議決定する。

(役員会)

第13条 役員会は必要に応じ開催する。

第4章 会計

(経費の支弁)

第14条 本会の経費は、次にあげるもので支弁する。

- ・ 会費
- ・ 事業収入
- ・ その他の収入

(会費)

第15条 本会の会費は、次にあげるものとする。

- ・ 一般、入会金1,000円 年間6,000円
- ・ 中学生、入会金1,000円 年間5,000円
- ・ 高校、大学生(専門学校含む)
入会金1,000円年間3,000円

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日でおわる。

第5章 表彰及び慶弔規定

第17条 本会に、表彰及び慶弔規定を別に定める。

第6章

(会則の改正)

第18条 本連盟の会則は、会員の同意の議決がなければ改正することができない。

附 則

この会則は、平成7年3月19日から施行する。

第14条 平成8年3月17日一部改正

第16条 平成8年12月8日一部改正

第14条 平成14年3月31日一部改正

第14条 平成19年5月12日一部改正

第7条・第9条 平成29年5月20日一部改正

第9条追加以下、条番号繰り下げ